

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
88	※ 生産緑地地区（都市計画局） ○ 平成 28 年 7 月 1 日現在約 599.5ha	※ 生産緑地地区（都市計画局） ○ 平成 29 年 7 月 1 日現在約 585.3ha	時点修正
88	※ 公開空地の確保（都市計画局） ○ 平成 27 年 7 月 1 日現在許可実績 22 件（総合設計制度）	※ 公開空地の確保（都市計画局） ○ 平成 29 年 7 月 1 日現在許可実績 22 件（総合設計制度）	時点修正
89	※ 住宅市街地総合整備事業（都市計画局） ○ 都市再生住宅（コミュニティ住宅） 125 戸（平成 28 年 7 月 1 日現在管理戸数） ※ 住宅地区改良事業（都市計画局） ○ 改良住宅等 4,554 戸（平成 28 年 7 月 1 日現在管理戸数）	※住宅市街地総合整備事業（都市計画局） ○ 都市再生住宅（コミュニティ住宅） 125 戸（平成 29 年 7 月 1 日現在管理戸数） ※住宅地区改良事業（都市計画局） ○ 改良住宅等 4,550 戸（平成 29 年 7 月 1 日現在管理戸数）	時点修正
89	(2) 土地区画整理事業（都市計画局すまいまちづくり推進課，建設局市街地整備課） 新たに市街化される区域を放置しておくとならざる都市の形成に陥り，震災時の災害危険の拡大に結びつくおそれがある。土地区画整理事業は，一定の施行区域を対象に，公共施設の整備と宅地の利用増進を図る面的な事業である。今後，未施行地区についても安全で快適な市街地の形成に向けて事業化を推進していく。	(2) 土地区画整理事業（都市計画局すまいまちづくり推進課，建設局市街地整備課） 新たに市街化される区域を放置しておくとならざる都市の形成に陥り，震災時の災害危険の拡大に結びつくおそれがある。土地区画整理事業は，一定の施行区域を対象に，公共施設の整備と宅地の利用増進を図る面的な事業である。今後も安全で快適な市街地の形成に向け，事業を推進していく。	本文見直し
89	※ 土地区画整理事業（都市計画局，建設局） ○ 市施行6地区，組合施行1地区が施行中	※ 土地区画整理事業（都市計画局，建設局） ○ 市施行6地区（削除）	時点修正
90	※ 高度利用地区（都市計画局） ○ 平成 28 年 7 月 1 日現在，山科駅前地区（約 2.8ha），太秦東部地区（約 0.9ha）及び京都駅周辺地区（約 88.7ha）を高度利用地区に指定	※ 高度利用地区（都市計画局） ○ 平成 29 年 7 月 1 日現在，山科駅前地区（約 2.8ha），太秦東部地区（約 0.9ha），京都駅周辺地区（約 88.7ha）及び七条新千本地区（約 0.7ha）を高度利用地区に指定	時点修正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
91	<p>2 まちづくり制度の活用</p> <p>(1) 地区計画制度（都市計画局建築指導課）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緑地協定（都市計画局建築指導課）</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 地区計画制度（都市計画局）</p> <p>○ 平成 28 年 7 月 1 日現在で、西京桂坂地区計画をはじめ、周辺部における低層住宅の良好な住環境の形成、誘導を図ることを目的とした地区等 64 地区の地区計画が決定されている。</p> <p>※ 建築協定（都市計画局）</p> <p>○ 平成 28 年 7 月 1 日現在 65 地区で建築協定を締結</p> </div>	<p>2 まちづくり制度の活用</p> <p>(1) 地区計画制度（都市計画局都市計画課）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緑地協定（建設局みどり政策推進室）</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 地区計画制度（都市計画局）</p> <p>○ 平成 29 年 7 月 1 日現在で、西京桂坂地区計画をはじめ、周辺部における低層住宅の良好な住環境の形成、誘導を図ることを目的とした地区等 65 地区の地区計画が決定されている。</p> <p>※ 建築協定（都市計画局）</p> <p>○ 平成 29 年 7 月 1 日現在 65 地区で建築協定を締結</p> </div>	<p>錯誤修正</p> <p>所管課修正</p> <p>時点修正</p>
92	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 防災学習の支援</p> <p>○ 京都市安心すまいづくり事業（略）</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 防災学習の支援</p> <p>○ 京都市安心すまいづくり推進事業（略）</p> </div>	<p>事業名を正式名称へ</p>
94	<p>(1) 「京都市建築物耐震改修促進計画」の推進（都市計画局（建築安全推進課、建築審査課））</p> <p>既存の建築物の耐震改修を計画的に進めるため、京都府が定めた「京都市府建築物耐震改修促進計画」（平成19年3月策定）を踏まえ、平成19年7月に策定した「京都市建築物耐震改修促進計画」に基づき、平成27年度末までに目指すべき目標として建築物の耐震化率90%を掲げ、既存建築物の診断、改修を進めてきた。さらに、平成23年8月には、「京都市建築物耐震改修促進計画の検証と今後の方向性について」をとりまとめ、平成24年度から27年度までの4年間を「耐震化重点期間」と位置</p>	<p>(1) 「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～」の推進（都市計画局（建築安全推進課、建築審査課））</p> <p>平成28年3月に策定した「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～」（平成29年3月一部改定）に基づき、目指すべき目標として、住宅及び特定建築物の耐震化率は平成37年度末までに95.0%、市有建築物の耐震化率は平成32年度末までに95.0%を掲げ、特に阪神・淡路大震災でも多くの被害がみられた昭和56年5月31日以前に着工した住宅・建築物について重点的に耐震化</p>	<p>前計画から年数が経っているため説明を全面的に見直した。</p>

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>付け、市民・事業者・行政が一体となって、取り組んできた。</p> <p><u>平成37年度末までを計画期間とする「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～」（平成28年3策定）に基づき、市内建築物の耐震化に一層取り組んでいく。</u></p> <p><u>今後は、京都府との連携の下、耐震診断を義務化する道路の早期指定とそれに伴う沿道建築物の補助制度の創設について検討していく。</u></p>	<p><u>を促進していく。</u></p>	
96	<p>(5) 不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化（耐震診断が義務付けられた建築物）（都市計画局（建築安全推進課，建築審査課）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ （略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>(6) （略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>(5) 不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化（耐震診断が義務付けられた建築物）（都市計画局（建築安全推進課，建築審査課）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ （略）</p> <p><u>ウ 耐震診断結果公表</u></p> <p><u>平成 29 年 3 月 28 日に耐震診断結果の公表を行った。今後、耐震改修や除却等を行った旨の報告があったものについては、随時、公表内容を更新していく。</u></p> <p>(6) （略）</p> <p>(7) <u>耐震診断を義務化する道路沿道建築物の耐震化（都市計画局（建築安全推進課，建築審査課）</u></p> <p><u>ア 沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定</u></p> <p><u>平成29年3月に京都市建築物耐震改修促進計画を一部改定し、災害時の初動に重要な拠点施設等を結ぶ道路の緊急車両等の通行を確保するため、京都府との連携の下、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、沿道建築物の耐震診断を義務化する道路を指定した。</u></p> <p><u>診断結果の報告期限である平成33年12月31日までに、対象建築物の耐震診断が適切に実施されるよう指導等を行う。</u></p>	<p>耐震診断結果を公表したため</p> <p>耐震診断を義務化する道路を指定したため</p>

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																								
	<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 総合住宅相談事業</p>	<p><u>イ 耐震診断の助成</u></p> <p>平成 29 年度から、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断を義務付けた道路沿道の建築物のうち、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された、倒壊により当該道路を閉塞する恐れのある建築物を対象として、その所有者等に耐震診断に要する費用を助成する制度を実施する。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) すまいに関する総合的な相談</p>	<p>補助制度を創設したため</p> <p>事業名を正式名称へ</p>																																								
96	<p>3 工作物・家具・設備等の安全化対策</p> <p>(1) ブロック塀塔の安全化対策（都市計画局（建築安全推進課，まち再生・創造推進室））</p> <p>(略) また、<u>生垣植栽への助成を行う。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>家具等の転倒防止対策（消防局市民安全課）</u></p>	<p>3 工作物・<u>(削除)</u>設備等の安全化対策</p> <p>(1) ブロック塀塔の安全化対策（都市計画局（建築安全推進課，まち再生・創造推進室））</p> <p>(略) また、<u>金属塀等の組積造以外の塀や生垣への改善に助成を行う。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>字句修正</p> <p>要綱廃止のため</p>																																								
99	<p>(急傾斜地の崩壊による災害の防災に関する法律に基づき指定された区域)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険区域名</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> <th>指定年月日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>細野地区</td> <td>右京区京北町地内</td> <td>1.36ha</td> <td>昭和 61 年 3 月 25 日</td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考	(略)					細野地区	右京区京北町地内	1.36ha	昭和 61 年 3 月 25 日	<u>(追加)</u>	(略)					<p>(急傾斜地の崩壊による災害の防災に関する法律に基づき指定された区域)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険区域名</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> <th>指定年月日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>細野地区</td> <td>右京区京北町地内</td> <td>0.66ha</td> <td>昭和 61 年 3 月 25 日</td> <td>再指定平成 25 年</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考	(略)					細野地区	右京区京北町地内	0.66ha	昭和 61 年 3 月 25 日	再指定平成 25 年	(略)					<p>京都府地域防災計画との整合のため</p>
危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考																																							
(略)																																											
細野地区	右京区京北町地内	1.36ha	昭和 61 年 3 月 25 日	<u>(追加)</u>																																							
(略)																																											
危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考																																							
(略)																																											
細野地区	右京区京北町地内	0.66ha	昭和 61 年 3 月 25 日	再指定平成 25 年																																							
(略)																																											
99	<p>6 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p><u>ア 土砂災害警戒箇所点検マップ</u></p>	<p>6 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>指定完了を受けて修正マップ作成</p>																																								

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>イ 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>土砂災害防止法に基づき、京都府が砂防基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等を<u>順次指定している。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u>土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域等の指定要件は、一般災害対策編第 1 章 第 6 節「災害の想定」を参照。</p> <p>ウ 指定事務の流れ</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>ア 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>土砂災害防止法に基づき、京都府が砂防基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等を指定しており、本市域では、平成 29 年 3 月 31 日付けで、<u>すべての危険箇所の指定が完了している。</u></p> <p><u>今後は、開発等に伴う地形の変更等があった場合、京都府による調査が実施され、区域の指定及び解除が行われる。</u></p> <p><u>なお、土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域等の指定要件は、一般災害対策編第 1 章 第 6 節「災害の想定」を参照。</u></p> <p>イ 指定事務の流れ</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>土砂災害警戒区域等において実施すべき内容</u></p> <p><u>京都市は、土砂災害から地域住民等の生命、身体を守るため、地域住民等と連携して災害情報の伝達や迅速な避難ができるよう警戒避難体制の整備を図る。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ <u>土砂災害特別警戒区域</u></p> <p><u>土砂災害警戒区域のうち特に地域住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。</u></p> </div> <p>※ <u>資料 2-1-3-9 土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域、特別警戒区域</u></p> <p>(3) <u>警戒避難体制の整備</u></p> <p><u>京都府による土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定後は、京都市が「土砂災害に関する知識、避難行動、情報伝達、京都府の指</u></p>	<p>事業の推進による追記</p>

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																																
		<p>定内容，指定緊急避難場所，要配慮者利用施設等」を記載した「土砂災害ハザードマップ」を学区ごとに作成し，配布することで，日頃からの備えや警戒避難体制の構築を支援する。</p>																																																																																	
100	<p>3 宅地危険箇所の防災パトロール（都市計画局開発指導課，区役所） （略） （平成28年7月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="241 544 1030 1086"> <thead> <tr> <th colspan="4">危険宅地の現状 （がけ崩れ，擁壁等の亀裂等）</th> </tr> <tr> <th>行政区</th> <th>擁壁等の亀裂</th> <th>がけ崩れ 等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北 区</td><td>0</td><td>7</td><td>7</td></tr> <tr><td>左京区</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>東山区</td><td>1</td><td>7</td><td>8</td></tr> <tr><td>山科区</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>右京区</td><td>4</td><td>4</td><td>8</td></tr> <tr><td>西京区</td><td>1</td><td>8</td><td>9</td></tr> <tr><td>伏見区</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td></tr> <tr><td>計</td><td>8</td><td>33</td><td>41</td></tr> </tbody> </table>	危険宅地の現状 （がけ崩れ，擁壁等の亀裂等）				行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ 等	計	北 区	0	7	7	左京区	0	3	3	東山区	1	7	8	山科区	0	3	3	右京区	4	4	8	西京区	1	8	9	伏見区	2	1	3	計	8	33	41	<p>3 宅地危険箇所の防災パトロール（都市計画局開発指導課，区役所） （略） （平成29年7月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1133 544 1921 1086"> <thead> <tr> <th colspan="4">危険宅地の現状 （がけ崩れ，擁壁等の亀裂等）</th> </tr> <tr> <th>行政区</th> <th>擁壁等の亀裂</th> <th>がけ崩れ 等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北 区</td><td>0</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>左京区</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>東山区</td><td>3</td><td>7</td><td>10</td></tr> <tr><td>山科区</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>右京区</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td></tr> <tr><td>西京区</td><td>2</td><td>7</td><td>9</td></tr> <tr><td>伏見区</td><td>1</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>計</td><td>8</td><td>35</td><td>43</td></tr> </tbody> </table>	危険宅地の現状 （がけ崩れ，擁壁等の亀裂等）				行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ 等	計	北 区	0	6	6	左京区	0	2	2	東山区	3	7	10	山科区	0	3	3	右京区	2	4	6	西京区	2	7	9	伏見区	1	6	7	計	8	35	43	時点修正
危険宅地の現状 （がけ崩れ，擁壁等の亀裂等）																																																																																			
行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ 等	計																																																																																
北 区	0	7	7																																																																																
左京区	0	3	3																																																																																
東山区	1	7	8																																																																																
山科区	0	3	3																																																																																
右京区	4	4	8																																																																																
西京区	1	8	9																																																																																
伏見区	2	1	3																																																																																
計	8	33	41																																																																																
危険宅地の現状 （がけ崩れ，擁壁等の亀裂等）																																																																																			
行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ 等	計																																																																																
北 区	0	6	6																																																																																
左京区	0	2	2																																																																																
東山区	3	7	10																																																																																
山科区	0	3	3																																																																																
右京区	2	4	6																																																																																
西京区	2	7	9																																																																																
伏見区	1	6	7																																																																																
計	8	35	43																																																																																
103	<p>(2) 「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」の推進 <u>災害時における都市機能の確保を図るとともに，平常時においても市民生活を守るため，平成 23 年 12 月に「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」を策定し，橋りょうの耐震補強及び老朽化修繕を効率的，効果的に推進している。このプログラムは，橋りょう対策の優先順位を明確化し，5 年を区切りとした具体的な工事の進め方を示したも</u></p>	<p>(2) 「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」の推進 <u>災害時における都市機能の確保を図るとともに，平常時においても市民生活を守るため，平成 23 年 12 月に「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」を策定した。このプログラムは，橋りょう対策の優先順位を明確化し，5 年を区切りとした具体的な工事の進め方を示したものであり，平成 29 年 2 月には第 2 期プログラムを策定し，橋りょうの</u></p>	平成 29 年 2 月に策定した「いのちを守る橋りょう健全化プログラム																																																																																

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>のであり、具体的には、都市防災上重要な橋りょう（緊急輸送道路上の橋りょう及び鉄道や道路をまたぐ橋りょう）や特に老朽化修繕を急ぐ必要のある橋りょうを優先し、耐震補強及び老朽化修繕を進めるものとしている。この取組により、京都市における緊急輸送道路の骨格となるネットワークを完成させていく。</p>	<p>耐震補強及び老朽化修繕を効率的、効果的に推進している。具体的には、緊急輸送道路上の橋長 15m 以上の橋りょう及び鉄道や道路をまたぐ橋りょうの耐震補強と、早期に老朽化修繕の必要がある橋りょうの老朽化修繕を進めるものとしている。この取組により、京都市における緊急輸送道路の骨格となるネットワークを完成させていく。</p>	<p>ム」（第 2 期）に基づく字句修正</p>
106	<p>※ FM CO・CO・LO（総合企画局） ○ 英語・中国語で京都市広報番組を放送</p>	<p>(削除)</p>	<p>FMCOCOLO への委託を廃止したため。</p>
107	<p>2 市民に対する防災教育 (1) 市民の基本的責務 「自らの身の安全は自らで守る」、「自らのまちは自らで守る」との理念の下、自分や家族の生命、身体、財産を自らの手で守るために、<u>日頃から防火・防災や応急手当に関する知識、技術の習得のほか、地域の自主防災活動等の研修や訓練に積極的に参加するよう努める。</u> <u>(追加)</u></p>	<p>2 市民に対する防災教育 (1) 市民の基本的責務 「自らの身の安全は自らで守る」、「自らのまちは自らで守る」との理念の下、自分や家族の生命、身体、財産を自らの手で守るために、<u>次の事項の実施に努める。</u> ア <u>防火・防災や応急手当に関する知識・技術を習得する。</u> イ <u>自主防災組織等の研修や訓練に積極的に参加する。</u> ウ <u>平常時から災害に備えて自宅等において概ね 3 日以上の食料や水、生活必需品などを備えておく。</u> エ <u>自宅等が「立退き避難」が必要な場所なのか、あるいは「屋内安全確保」で命を脅かされる可能性がない場所なのかなどについて、あらかじめ災害種別ごとに確認・認識しておく。</u> オ <u>「立退き避難」を行う場合の避難場所の位置や、避難経路をあらかじめ、災害種別ごとに確認・認識しておく。</u> カ <u>災害時に助け合うことができるよう、日頃から自治会・町内会</u></p>	<p>追加</p>

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>(2) (略)</p> <p>ウ 市民防災センター <u>(追加)</u> を活用した体験研修</p> <p>(略)</p> <p>5 市職員に対する防災教育</p> <p>(2) 市職員に対する防災教育 (<u>(追加)</u> 行財政局防災危機管理室, 消防局 <u>(予防部, 救急課)</u>)</p>	<p><u>などの地域活動に積極的に参加・協力する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ウ 市民防災センター, <u>消防活動総合センター</u> を活用した体験研修</p> <p>(略)</p> <p>5 市職員に対する防災教育</p> <p>(2) 市職員に対する防災教育 (<u>各局,</u> 行財政局防災危機管理室, 消防局 <u>(市民安全課, 救急課)</u>)</p>	
109	<p>※ 京都市総合防災訓練</p> <p>○ 訓練の内容 <u>(追加)</u></p>	<p>※ 京都市総合防災訓練</p> <p>○ 訓練の内容 <u>(例)</u></p>	<p>区役所や自主防災組織等との打合せの結果により訓練内容を決定するため、あくまでも例示であるから。</p>
110	<p>4 区総合防災訓練（区役所, <u>消防局（警防計画課, 消防署）</u>）</p> <p>(略)</p> <p>※ 区総合防災訓練の実施（区役所, 消防署）</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4 区総合防災訓練（区役所, <u>区内防災関係機関等</u>）</p> <p>(略)</p> <p>※ 区総合防災訓練の実施（区役所, 消防署）</p> <p>○ 訓練内容 <u>(例)</u></p> <p>ア <u>区災害対策本部（訓練本部）運用訓練</u></p> <p>イ <u>安否確認訓練（地域の集合場所）</u></p> <p>ウ <u>初期消火訓練</u></p>	<p>109頁の「1 総合防災訓練」と表記を揃えるため追記するもの。</p>

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
		<p>エ 避難誘導訓練 オ 応急手当訓練 カ 救出・救護訓練 キ 避難所開設・運営訓練（ペット同行避難） ク 応急給水訓練 ケ 炊き出し訓練 コ 災害用トイレ設営訓練 サ その他</p> <p>※ 学区防災訓練の実施（区役所，消防署） <u>おおむね学区（元小学校区）を単位とした自主防災会において，地域事情に応じた住民主体の各種訓練を実施し，災害時における住民相互の協力体制を確立するとともに，住民の防災意識の高揚を図る。</u></p>	
110	<p>6 一斉防災行動訓練（シェイクアウト訓練） （略） <u>（追加）</u></p>	<p>6 一斉防災行動訓練（シェイクアウト訓練） （略）</p> <p>※ 一斉防災行動訓練（シェイクアウト訓練） <u>○ 訓練の実施時期は，東日本大震災が発生した3月11日又はその前後の日とする。</u></p>	<p>前頁の総合防災訓練の表記に合わせ，追記。</p>
113	<p>2－3 市民の防災活動環境の整備 （略） <u>（追加）</u></p>	<p>2－3 市民の防災活動環境の整備 （略）</p> <p>2 消防活動総合センターにおける防災啓発 <u>消防活動総合センターにおいて，自主防災組織等を対象に，倒壊家屋からの救出救護訓練や水災害の体験等の実践的な訓練を実施する。</u></p>	<p>追加</p>

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p><u>2</u> 生涯学習総合センター等における防災啓発</p>	<p><u>3</u> 生涯学習総合センター等における防災啓発</p>	
116	<p>2 各施設の防災機能の整備・検討</p> <p><u>(1) 学校をはじめとした公共施設の防災機能の強化（行財政局資産活用推進室，教育委員会事務局各所属）</u> <u>（略）</u></p> <p><u>(2) 社会福祉施設等の防災機能の強化の検討（保健福祉局（保健福祉総務課，障害保健福祉推進室，介護ケア推進課），子ども若者はぐくみ局（はぐくみ創造推進室，育成推進課，子ども家庭推進課，幼保総合支援室），その他関係各局）</u> <u>（略）</u></p> <p><u>(3) 各局所管施設の防災機能の強化（各局）</u> <u>（略）</u></p> <p><u>(4) 地震発生時における地下空間の利用計画の検討（都市計画局都市計画課，建設局市街地整備課）</u></p>	<p>2 各施設の防災機能の整備・検討</p> <p><u>(1) 各局所管の公共施設の防災機能の強化（行財政局資産活用推進室，教育委員会事務局各所属，保健福祉局（保健福祉総務課，障害保健福祉推進室，介護ケア推進課），子ども若者はぐくみ局（はぐくみ創造推進室，育成推進課，子ども家庭推進課，幼保総合支援室），その他関係各局）</u> <u>各局は，所管する施設・設備の更新，改修等に当たっては，「京都市公共施設マネジメント基本計画」の趣旨を踏まえ，災害時においてもその機能が保持できるよう，施設・設備の計画的な保全による老朽化対策や耐震化を図るとともに，災害応急対策実施のための情報通信の整備等を行い，防災機能の強化を進める。</u> <u>特に，学校（学校跡地含む），学校の体育館，社会福祉施設など，災害時に地域住民等が避難所として活用する地域防災活動拠点となる施設については，避難施設として機能が停止・低下しないように各施設の耐震化等の検討及び整備を進める。</u></p> <p><u>(2) 地震発生時における地下空間の利用計画の検討（都市計画局都市計画課，建設局市街地整備課）</u></p>	項目を統一
123	<p>(2) 市役所イントラネットの整備（総合企画局情報化推進室（<u>情報政策担当</u>）） 総合企画局情報化推進室（<u>情報政策担当</u>）は，災害時における通信経路を確保するため，イントラネットパソコンを活用した情報連絡体</p>	<p>(2) 市役所イントラネットの整備（総合企画局情報化推進室（<u>システム開発・運用担当</u>）） 総合企画局情報化推進室（<u>システム開発・運用担当</u>）は，災害時における通信経路を確保するため，イントラネットパソコンを活用した</p>	組織改正に伴う担当名変更

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	制の充実に努める。	情報連絡体制の充実に努める。	
124	※ 消防局（追加）7階作戦室の代替災害対策本部室としての機能整備（行財政局）（平成25年度～）	※ 消防局本部庁舎7階作戦室の代替災害対策本部室としての機能整備（行財政局）（削除）	P115の災害対策本部室の整備の表記に合わせ、追記し、不要な表記を削除。
126	2 市民への情報提供体制の整備 （略） （4）多メディア一斉送信システムの運営（行財政局防災危機管理室） 防災関係者（京都市職員含む）や自主防災会役員、 <u>水防団員</u> 、 <u>社会福祉施設関係者</u> 、 <u>地下街関係者</u> 等へ必要な情報（気象情報、避難情報等）を、メール、 <u>携帯電話</u> 、 <u>ファックス</u> といった各種伝達手段を通じて一斉に提供する <u>システム</u> であり、 <u>今後、提供先の一層の拡大を図りながら運営を行う。</u>	2 市民への情報提供体制の整備 （略） （4）多メディア一斉送信システムの運営（行財政局防災危機管理室） 防災関係者（京都市職員含む）や自主防災会役員、 <u>（削除）地下街関係者</u> 等へ必要な情報（気象情報、避難情報等）を、メール、 <u>（削除）</u> 電話、 <u>ファックス</u> といった各種伝達手段を通じて一斉に提供する <u>（削除）</u> 。	水防団員、社会福祉施設関係者へは所管部署から伝達するため
130	2 広域避難場所（指定緊急避難場所） （1）広域避難場所 広域避難場所とは、（略） <u>地震時</u> の指定緊急避難場所として災害対策基本法に基づき指定する。 （略） ※ 広域避難場所の指定（行財政局） ○ 広域避難場所 69箇所（平成28年7月1日現在）	2 広域避難場所（指定緊急避難場所） （1）広域避難場所 広域避難場所とは、（略） <u>地震等に伴う大規模火災時</u> の指定緊急避難場所として災害対策基本法に基づき指定する。 （略） ※ 広域避難場所の指定（行財政局） ○ 広域避難場所 68箇所（平成29年7月1日現在）	指定緊急避難場所の区分見直しに伴う修正 時点修正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>3 避難救助拠点（指定緊急避難場所）</p> <p>避難救助拠点とは、(略) <u>地震時</u>の指定緊急避難場所として災害対策基本法に基づき指定する。</p> <p>(略)</p> <p>※ 避難救助拠点の指定（行財政局）</p> <p>○ 避難救助拠点 23 箇所（平成 28 年 7 月 1 日現在）</p>	<p>3 避難救助拠点（指定緊急避難場所）</p> <p>避難救助拠点とは、(略) <u>地震等に伴う大規模火災時</u>の指定緊急避難場所として災害対策基本法に基づき指定する。</p> <p>(略)</p> <p>※ 避難救助拠点の指定（行財政局）</p> <p>○ 避難救助拠点 23 箇所（平成 29 年 7 月 1 日現在）</p>	時点修正
131	<p>※ 指定避難所の指定（行財政局）</p> <p>○ 指定避難所 426箇所（平成28年7月1日現在）</p>	<p>※ 指定避難所の指定（行財政局）</p> <p>○ 指定避難所 428箇所（平成29年7月1日現在）</p>	時点修正
131	<p>※ 避難誘導標識等の整備（行財政局）</p> <p>○ 避難誘導標識 261基（平成28年7月1日現在）</p> <p>○ 広域避難場所標示板 169基（平成28年7月1日現在）</p>	<p>※ 避難誘導標識等の整備（行財政局）</p> <p>○ 避難誘導標識 260基（平成29年7月1日現在）</p> <p>○ 広域避難場所標示板 168基（平成29年7月1日現在）</p>	時点修正
136	<p>(5) 通信機能の確保（行財政局防災危機管理室，総合企画局情報化推進室（情報政策担当），保健福祉局各所属，区役所，教育委員会事務局各所属）</p> <p>避難者に対して必要な情報を迅速に提供するためには，避難所における通信機能の確保が重要であり，行財政局防災危機管理室，総合企画局情報化推進室（情報政策担当），保健福祉局各所属，区役所，教育委員会事務局各所属は，必要な設備，機器等の整備を進める。</p>	<p>(5) 通信機能の確保（行財政局防災危機管理室，総合企画局情報化推進室（情報セキュリティ・ICT推進担当），保健福祉局各所属，区役所，教育委員会事務局各所属）</p> <p>避難者に対して必要な情報を迅速に提供するためには，避難所における通信機能の確保が重要であり，行財政局防災危機管理室，総合企画局情報化推進室（情報セキュリティ・ICT推進担当），保健福祉局各所属，区役所，教育委員会事務局各所属は，必要な設備，機器等の整備を進める。</p>	担当換えのため
136	<p>(6) 消防設備等の整備，充実（消防局予防部）</p> <p>消防局予防部は，避難所に設置されている消防用設備等の維持管理について指導を行う。</p>	<p>(6) 消防設備等の整備，充実（消防局消防署）</p> <p>消防局消防署は，避難所に設置されている消防用設備等の維持管理について指導を行う。</p>	消防署の事務のため

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
138	<p>4 防火対象物の安全化指導</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>ウ 遠隔移報システム等による消防機関への火災通報に関する指導を実施する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>5 危険物<u>(追加)</u>施設災害の予防</p> <p>危険物<u>(追加)</u>を製造、貯蔵、取り扱っている危険物<u>(追加)</u>施設に対し、関係法令等に基づく規制による指導と併せて、定期的な立入検査、違反是正を実施するとともに、次の事項について指導を強化し、危険物<u>(追加)</u>施設における安全を確保する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>(追加) 消火設備の耐震化指導（消防局予防部）</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア 震災対応措置を明記した予防規程<u>(追加)</u>の作成</p> <p>イ 予防規程<u>(追加)</u>に基づく自衛消防訓練<u>(追加)</u>の実施</p> <p>(4) (略)</p> <p>消防法<u>(追加)</u>に規定する定期点検が義務となる危険物<u>(追加)</u>施設に対し、定期点検の実施、不備項目についての改修を進める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4 防火対象物の安全化指導</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>5 危険物等関係施設災害の予防</p> <p>危険物等を製造、貯蔵、取り扱っている危険物等関係施設に対し、関係法令等に基づく規制による指導と併せて、定期的な立入検査、違反是正を実施するとともに、次の事項について指導を強化し、危険物等関係施設における安全を確保する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>危険物施設の消火設備の耐震化指導（消防局指導課）</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア 震災対応措置を明記した予防規程、<u>危害予防規程又は保安教育計画（以下「予防規程等」という。）</u>の作成</p> <p>イ 予防規程等に基づく自衛消防訓練等の実施</p> <p>(4) (略)</p> <p>消防法又は火薬類取締法に規定する定期点検が義務となる危険物等関係施設に対し、定期点検の実施、不備項目についての改修を進める。</p> <p>(5) <u>火薬類の製造施設等に係る緊急措置の指導（消防局指導課）</u></p> <p><u>火薬類の製造施設等に対し、延焼等による災害を防止するため、</u></p>	<p>指導廃止のため</p> <p>平成29年度から、火薬類取締法に基づく事務が京都府から移管されたため</p>

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																				
		<u>速やかに火薬類を火薬庫等から安全な場所に移動させる等の措置がとられるよう指導する。</u>																																					
139	<p>2 消防活動体制の強化</p> <p>(1) 消防庁舎等の整備（消防局（施設課，警防計画課））</p> <p>（略）</p> <p><u>また，耐震性調査の実施結果に基づき，消防署所等の耐震補強を行い，大規模な地震時における活動体制の確保を図る。</u></p>	<p>2 消防活動体制の強化</p> <p>(1) 消防庁舎等の整備（消防局（施設課，警防計画課））</p> <p>（略）</p> <p><u>（削除）</u></p>	耐震補強の事業が完了しているため																																				
140	<p>(2) 化学消火体制の整備（消防局警防計画課）</p> <p>山科消防署，南消防署，<u>左京消防署</u>，伏見消防署に化学車を配置し，併せて各消防署等に化学消火薬剤の備蓄を図る。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 救急体制の整備（消防局救急課<u>（追加）</u>）</p> <p>（略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>（消防水利の状況）</p> <p>（平成28年7月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水利種別</th> <th>消火栓</th> <th>防火水槽</th> <th>井戸</th> <th>貯水池</th> <th>プール</th> <th>濠・河川 溝川</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td><u>23,911</u></td> <td>2,744</td> <td>32(28)</td> <td>201</td> <td><u>307</u></td> <td><u>1,390</u></td> <td>0</td> <td><u>28,585</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>井戸内の（ ）内の数は，防火井戸を示す。</p>	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計	箇所数	<u>23,911</u>	2,744	32(28)	201	<u>307</u>	<u>1,390</u>	0	<u>28,585</u>	<p>(2) 化学消火体制の整備（消防局警防計画課）</p> <p>山科消防署，南消防署，<u>西京消防署</u>，伏見消防署に化学車を配置し，併せて各消防署等に化学消火薬剤の備蓄を図る。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 救急体制の整備（消防局救急課，技術指導課）</p> <p>（略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>（消防水利の状況）</p> <p>（平成29年7月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水利種別</th> <th>消火栓</th> <th>防火水槽</th> <th>井戸</th> <th>貯水池</th> <th>プール</th> <th>濠・河川 溝川</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td><u>24,006</u></td> <td>2,744</td> <td>32(28)</td> <td>201</td> <td><u>304</u></td> <td><u>1,389</u></td> <td>0</td> <td><u>28,676</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>井戸内の（ ）内の数は，防火井戸を示す。</p>	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計	箇所数	<u>24,006</u>	2,744	32(28)	201	<u>304</u>	<u>1,389</u>	0	<u>28,676</u>	右京消防署に車両を西京消防署に配置変更したため
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計																															
箇所数	<u>23,911</u>	2,744	32(28)	201	<u>307</u>	<u>1,390</u>	0	<u>28,585</u>																															
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計																															
箇所数	<u>24,006</u>	2,744	32(28)	201	<u>304</u>	<u>1,389</u>	0	<u>28,676</u>																															

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>※ 耐震型防火水槽等の整備（消防局） 震災消防水利整備計画に基づき整備（平成 28 年 7 月 1 日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震型防火水槽（100 m³）：73 基 ○ 耐震型防火水槽（40 m³）：45 基 ○ 防火井戸の整備：28 基 ○ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備（完了）：11 基 <p>(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>さらに、京都市内北部地域における救急搬送体制の向上を図るため、 <u>平成26年4月1日から京都市京北消防ヘリポートの運用を開始した。</u></p>	<p>※ 耐震型防火水槽等の整備（消防局） 震災消防水利整備計画に基づき整備（平成 29 年 7 月 1 日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震型防火水槽（100 m³）：74 基 ○ 耐震型防火水槽（40 m³）：46 基 ○ 防火井戸の整備：28 基 ○ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備（完了）：11 基 <p>(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	
145	<p>(1) 緊急輸送道路ネットワーク計画（建設局建設企画課） (略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路ネットワークの整備（建設局建設企画課）</p>	<p>(1) 緊急輸送道路ネットワーク計画（建設局道路河川管理課） (略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路ネットワークの整備（建設局道路建設課）</p>	所管誤り
146	<p>3 輸送力の確保体制の整備</p> <p>(1) 緊急ヘリポートの確保計画の作成（消防局（警防計画課，消防救助課） (略) <u>飛行場外離着陸場以外</u> (略)</p> <p>(注) 「第 3 部 第 8 章 火災予防・消防活動体制」との共通計画である。</p>	<p>3 輸送力の確保体制の整備</p> <p>(1) 緊急ヘリポートの確保計画の作成（消防局（警防計画課，消防救助課） (略) <u>離着陸場以外</u> (略)</p> <p>(注) 「第 3 部 第 8 節 火災予防・消防活動体制」との共通計画である。</p>	航空消防体制の整備との表記と整合 誤記修正
150	<p>※ 備蓄物資（食料・水）の整備（行財政局）（平成 28 年 7 月 1 日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アルファ化米 423,550 食 ○ お粥 56,050 食 ○ 補助食料 111,000 食 ○ 粉ミルク 2,702 缶 ○ 飲料水 408,744 本 <p>※ 拠点備蓄倉庫の整備（行財政局）（平成 28 年 7 月 1 日現在）</p>	<p>※ 備蓄物資（食料・水）の整備（行財政局）（平成 29 年 8 月 1 日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アルファ化米 554,046 食 ○ お粥 84,100 食 ○ 補助食料 166,500 食 ○ 粉ミルク 2,702 缶 ○ 飲料水 543,356 本 <p>※ 拠点備蓄倉庫の整備（行財政局）（平成 29 年 8 月 1 日現在）</p>	時点修正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>○ 北区総合庁舎 ○ 京都御池創生館 ○ 京都アクアリーナ ○ 上京区総合庁舎 ○ 佛教大学二条キャンパス ○ 西京区総合庁舎 ○ 上京消防署 ○ 東山区総合庁舎 ○ 洛西総合庁舎 ○ 左京区総合庁舎 ○ 山科区総合庁舎 ○ 伏見区総合庁舎 ○ 岩倉東公園 ○ 下京区総合庁舎 ○ 深草総合庁舎 (追加) ○ ひと・まち交流館京都 ○ 醍醐総合庁舎 ○ 東北部クリーンセンター ○ 南区総合庁舎 ○ 神川出張所 ○ 国立京都国際会館 ○ 京都市市民防災センター ○ 災害物資搬送センター ○ 中京区総合庁舎 ○ 右京区総合庁舎 ○ 物品センター ○ 消防局本部庁舎 ○ 京北合同庁舎</p> <p>※ <u>学校備蓄倉庫の拡充（教育委員会，行財政局）（平成 28 年 7 月 1 日現在）</u> ○ 学校の余裕教室等を活用 <u>96</u>校設置</p>	<p>○ 北区総合庁舎 ○ 京都御池創生館 ○ 京都アクアリーナ ○ 上京区総合庁舎 ○ 佛教大学二条キャンパス ○ 西京区総合庁舎 ○ 上京消防署 ○ 東山区総合庁舎 ○ 洛西総合庁舎 ○ 左京区総合庁舎 ○ 山科区総合庁舎 ○ 伏見区総合庁舎 ○ 岩倉東公園 ○ 下京区総合庁舎 ○ 深草総合庁舎 ○ <u>岩倉証明書発行コーナー</u> ○ ひと・まち交流館京都 ○ 醍醐総合庁舎 ○ 東北部クリーンセンター ○ 南区総合庁舎 ○ 神川出張所 ○ 国立京都国際会館 ○ 京都市市民防災センター ○ 災害物資搬送センター ○ 中京区総合庁舎 ○ 右京区総合庁舎 ○ 物品センター ○ 消防局本部庁舎 ○ 京北合同庁舎</p> <p>※ <u>避難所備蓄倉庫の拡充（教育委員会，行財政局）（平成 29 年 8 月 1 日現在）</u> ○ 学校の余裕教室等を活用 <u>149</u>箇所設置</p>	
151	<p>2 食料・飲料水供給体制の整備 (1) 災害物資搬送センターの整備（行財政局防災危機管理室） (略) また、<u>震災時に、必要物資，器材等の需要が増大し，災害物資搬送センターだけでは，集積，搬送等に対応できない事態を想定し，行財政局防災危機管理室は，既存施設の物資集積・搬送センターとしての臨時的な活用体制の整備を図る。</u> (2) <u>物資集積・搬送拠点の運営システムの整備（文化市民局市民スポーツ振興室）</u> 備蓄食料の配送に加え，救援物資，調達物資の量が増加した場合，物資の受入れ，仕分け，配送などの物資管理機能が重要となるため，文化市民局市民スポーツ振興室は，<u>(追加) 物資の集積，搬送及び管理システムの整備を図る。</u> (略)</p>	<p>2 食料・飲料水供給体制の整備 (1) 災害物資搬送センターの整備（行財政局防災危機管理室） (略) また，<u>(削除) 必要物資，器材等の需要が増大し，災害物資搬送センターだけでは，集積，搬送等に対応できない事態を想定し，行財政局防災危機管理室は，既存の公共施設及び協定等に基づき提供される民間事業者の施設を地域内輸送拠点として臨時的に活用する。</u> (2) <u>地域内輸送拠点における物資管理体制の整備（文化市民局市民スポーツ振興室）</u> 備蓄食料の配送に加え，救援物資，調達物資の量が増加した場合，物資の受入れ，仕分け，配送などの物資管理機能が重要となるため，文化市民局市民スポーツ振興室は，<u>地域内輸送拠点における物資の(削除)管理体制の整備を図る。</u> (略)</p>	防災基本計画の修正の伴う修正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	※ 既存施設等の臨時的活用（候補地） （略） <u>（追加）</u>	※ 既存施設等の臨時的活用（候補地） （略） ○ 協定等に基づき提供される民間事業者の施設	
152	<u>（百貨店等流通機関との協定締結状況）</u> <u>（略）</u>	<u>（削除）</u>	資料編への 一括掲載に 伴う修正
154	※ 備蓄物資（生活必需品等）の整備（行財政局）（平成 28 年 7 月 1 日現在） ○ 毛布（真空パック）72,014 枚 ○ トイレットペーパー18,025 巻 ○ 紙おむつ（大）24,000 枚 ○ 使い捨て哺乳瓶 23,000 本 ○ 簡易トイレ 2,336 個 ○ 生理用品 134,000 枚 ○ 紙おむつ（小）50,128 枚 ○ アルミシート 174,500 枚 ○ 凝固剤 172,640 回 ○ 仮設トイレ（貯留式）431 基 ○ 仮設トイレ（マンホール利用型）1,000 基	※ 備蓄物資（生活必需品等）の整備（行財政局）（平成 29 年 8 月 1 日現在） ○ 毛布（真空パック）74,429 枚 ○ トイレットペーパー28,117 巻 ○ 紙おむつ（大）24,000 枚 ○ 使い捨て哺乳瓶 23,000 本 ○ 簡易トイレ 2,347 個 ○ 生理用品 134,080 枚 ○ 紙おむつ（小）50,128 枚 ○ アルミシート 229,400 枚 ○ 凝固剤 250,340 回 ○ 仮設トイレ（貯留式）431 基 ○ 仮設トイレ（マンホール利用型）1,000 基	時点修正
155	(1) 生活必需品受入れ・管理・配給体制の整備（各局，区役所） （略） また，各局，区等は，行財政局 <u>（追加）</u> と協議して（略）	(1) 生活必需品受入れ・管理・配給体制の整備（各局，区役所） （略） また，各局，区等は，行財政局 <u>総務課</u> と協議して（略）	補記
157	※ 災害時協力井戸登録620件（行財政局）（平成28年7月1日現在）	※ 災害時協力井戸登録622件（行財政局）（平成29年7月1日現在）	時点修正
164	（略） ○ 仮設トイレ（貯留式） 431 基（平成 28 年 7 月 1 日現在） （略） ○ 仮設トイレ（マンホール利用型）1,000 基（平成 28 年 7 月 1 日現在）	（略） ○ 仮設トイレ（貯留式） 431 基（平成 29 年 7 月 1 日現在） （略） ○ 仮設トイレ（マンホール利用型）1,000 基（平成 29 年 7 月 1 日現在）	時点修正
168	4 文化財防災の連絡，調整体制の整備（文化市民局文化財保護課） （略）文化財保護関係団体による <u>（追加）</u> 文化財防災対策連絡会（略）	4 文化財防災の連絡，調整体制の整備（文化市民局文化財保護課） （略）文化財保護関係団体による <u>京都</u> 文化財防災対策連絡会（略）	字句修正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
171	(6) 「避難行動要支援者名簿」等の貸出し（保健福祉局保健福祉総務課，区役所，消防局市民安全課）	(6) 「避難行動要支援者名簿」等の貸出し（保健福祉局保健福祉総務課，区役所（削除））	修正
176	(2) 福祉救援ボランティア活動の検討（保健福祉局地域福祉課ほか） 高齢者や障害者など災害時に配慮が必要な方について，安全の確保や福祉救援を速やかに行うために， <u>京都市福祉ボランティアセンターにおいて，災害時の関係諸団体の役割分担，情報収集・提供の方法など福祉救援ボランティア活動について検討を進め，これを京都市災害ボランティアセンターの運営に反映する。</u>	(2) 福祉救援ボランティア活動の検討（保健福祉局保健福祉総務課，健康長寿企画課） 高齢者や障害者など災害時に配慮が必要な方について，安全の確保や福祉救援を速やかに行うために， <u>（削除）</u> 災害時の関係諸団体の役割分担，情報収集・提供の方法など福祉救援ボランティア活動について検討を進める。	現在，京都市福祉ボランティアセンターにおいて「福祉救援ボランティア活動」という枠組みでは取組等を行っていない。
180	(6) <u>孤立防止計画</u> <u>（略）</u> ⇒ 第 3 章 25-3.1 （略） （略） ※ 資料 2-3-25-1 孤立防対策用衛星電話一覧表	<u>（削除）</u> ⇒ 第 3 章 25-3.1 （略） （略） <u>（削除）</u>	老朽化による機器撤去予定のため
180	1 導水施設等 （略） (2) 浄水場導水施設（上下水道局水道部管理課） 新たに新山科浄水場導水トンネルを建設するなど，（略）	1 導水施設等 （略） (2) 浄水場導水施設（上下水道局水道部管理課） <u>（削除）</u> 新山科浄水場導水トンネルを更新するなど，（略）	現状にあった表現にするため。

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由												
189	<p>※ 緊急避難広場の指定</p> <p>○ 緊急避難広場 51箇所（平成28年7月1日現在）</p> <p>（略）</p> <p>※ 一時滞在施設の指定</p> <p>○ 一時滞在施設 142箇所（平成28年7月1日現在）</p> <p>（略）</p> <p>※ 避難誘導団体の指定</p> <p>○ 避難誘導団体 24箇所（平成28年7月1日現在）</p>	<p>※ 緊急避難広場の指定</p> <p>○ 緊急避難広場 50箇所（平成29年7月1日現在）</p> <p>（略）</p> <p>※ 一時滞在施設の指定</p> <p>○ 一時滞在施設 142箇所（平成29年7月1日現在）</p> <p>（略）</p> <p>※ 避難誘導団体の指定</p> <p>○ 避難誘導団体 24団体（平成29年7月1日現在）</p>	時点修正												
202	<p>（本部長の代理順位）</p> <p>① <u>防災担当副市長</u></p> <p>② <u>（追加）</u>市長代理順序規則に定める順位による副市長</p>	<p>（本部長の代理順位）</p> <p>① <u>京都市副市長事務担任規程に定める行財政局（防災危機管理室）を担任する副市長</u></p> <p>② <u>京都市長代理順序規則に定める順位による副市長</u></p>	根拠明示												
202	<p>（本部会議の構成）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本部長</th> <th>副本部長</th> <th>本 部 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 長</td> <td>副市長</td> <td> <p><u>（追加）</u>環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，<u>（追加）</u>都市計画局長，建設局長，<u>（追加）</u>会計管理者，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，<u>各区長</u>，本部長が指名する職員</p> </td> </tr> </tbody> </table>	本部長	副本部長	本 部 員	市 長	副市長	<p><u>（追加）</u>環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，<u>（追加）</u>都市計画局長，建設局長，<u>（追加）</u>会計管理者，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，<u>各区長</u>，本部長が指名する職員</p>	<p>（本部会議の構成）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本部長</th> <th>副本部長</th> <th>本 部 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 長</td> <td>副市長</td> <td> <p><u>会計管理者，文化芸術政策監，危機管理監，監察監，観光政策監，環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，子ども若者はぐくみ局長，都市計画局長，建設局長，<u>区長及び担当区長</u>，<u>（削除）</u>消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，<u>（削除）</u>本部長が指名する職員</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	本部長	副本部長	本 部 員	市 長	副市長	<p><u>会計管理者，文化芸術政策監，危機管理監，監察監，観光政策監，環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，子ども若者はぐくみ局長，都市計画局長，建設局長，<u>区長及び担当区長</u>，<u>（削除）</u>消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，<u>（削除）</u>本部長が指名する職員</u></p>	組織改正に伴う修正 京都市災害対策本部要綱の表記と整合
本部長	副本部長	本 部 員													
市 長	副市長	<p><u>（追加）</u>環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，<u>（追加）</u>都市計画局長，建設局長，<u>（追加）</u>会計管理者，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，<u>各区長</u>，本部長が指名する職員</p>													
本部長	副本部長	本 部 員													
市 長	副市長	<p><u>会計管理者，文化芸術政策監，危機管理監，監察監，観光政策監，環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，子ども若者はぐくみ局長，都市計画局長，建設局長，<u>区長及び担当区長</u>，<u>（削除）</u>消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，<u>（削除）</u>本部長が指名する職員</u></p>													

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
203	<p>1.5.3 本部事務局次長の任に当たる（行財政局理事） 本部事務局が設置されたときは、行財政局理事が本部事務局次長の任に当たる。</p>	<p>1.5.3 本部事務局次長の任に当たる（行財政局防災危機管理室長） 本部事務局が設置されたときは、行財政局防災危機管理室長が本部事務局次長の任に当たる。</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>
235	<p>6.1.1 <u>避難勧告・指示</u>を発令する（本部長，区本部長等実施責任者） 京都市は，<u>本部長（市長），その補助執行機関（略）が，災害の状況により次のとおり避難勧告・指示を発令し，又は警戒区域を設定する。</u> (略) ウ <u>消防署長，警察官は，災害応急活動中において前号の状況が急迫し，本部長又は区本部長が発令する避難勧告・指示を待ついとまがないときは，避難勧告・指示を発令する。ただし，警察官は避難指示のみを発令する。</u> エ <u>避難勧告は，次の状況を基準として発令する。また，これらの状況が切迫し急を要するときは，避難指示を発令し，状況に応じて警戒区域を設定する。</u> (略)</p> <p>6.1.2 区本部長に<u>避難勧告・指示</u>の発令等を報告する（消防部区災害対策本部班，警察機関） 消防署長（消防部区災害対策本部班）が<u>避難勧告・指示</u>を発令した場合又は警察官が<u>避難指示</u>を発令した場合若しくは警察官職務執行法第4条第1項に基づき，災害により危害を受けるおそれがある者を避難させた場合は，消防署長，警察署長は直ちに区本部長に</p>	<p>6.1.1 <u>避難勧告等</u>を発令する（本部長，区本部長等実施責任者） <u>（削除）</u>本部長（市長），その補助執行機関（略）が，災害の状況により次のとおり<u>避難勧告等</u>を発令 <u>（削除）</u>する。 (略) ウ <u>（削除）</u>災害応急活動中において前号の状況が急迫し，本部長又は区本部長による<u>避難勧告等の発令を待ついとまがないときは，消防署長は避難勧告等の発令を，警察官は避難指示（緊急）の発令又は避難命令（警察官職務執行法に基づき，災害により危害を受けるおそれのある者を避難させるこという。）を行う。</u> エ <u>避難勧告は，次の状況を基準として発令する。（削除）</u> (略)</p> <p>6.1.2 区本部長に<u>避難勧告等</u>の発令等を報告する（消防部区災害対策本部班，警察機関） 消防署長（消防部区災害対策本部班）<u>（削除）</u>又は警察官が<u>避難勧告等の発令等を行った場合は，消防署長，警察署長は直ちに区本部長に報告する。</u></p>	<p>避難勧告等の発令区分の見直しに伴う修正 字句修正</p>

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																
	連絡する。																		
270	11. 1. 2 警備本部を設置する 京都府内において（略）「 <u>警備本部</u> 」を（略）	11. 1. 2 緊急事態対策本部を設置する 京都府内において（略）「 <u>緊急事態対策本部</u> 」を（略）	関係規定の改訂に伴う修正																
282	■ 基本方針 <u>（略）避難所等における受水槽の活用，浄水機器の活用（井戸水，プール水，河川水等）などにより（略）。</u>	■ 基本方針 <u>（略）避難所等における受水槽の活用（<u>削除</u>）などにより（略）。</u>	浄水機器はないため																
284	14. 3. 8 生活水の確保を図る（区本部） （略）生活水の確保のため， <u>浄水機器等の利用などによる学校等のプール水，井戸水，河川水の活用</u> に努める。	14. 3. 8 生活水の確保を図る（区本部） （略）生活水の確保のため， <u>（削除）学校等のプール水，井戸水，河川水の活用</u> に努める。	浄水機器はないため																
323	22. 3 要配慮者に防災情報等を提供する （略） <u>22. 3. 6 放送機関に対し外国人向け災害情報を提供し，広報を行う（総合企画部国際班）総合企画部国際班は，FM CO・CO・LO（通常，英語・中国語で放送）に外国人向け災害情報等を提供し，<u>広報を行う。</u></u> 22. 3. <u>7</u> （略） 22. 3. <u>8</u> （略）	22. 3 要配慮者に防災情報等を提供する （略） <u>（削除）</u> 22. 3. <u>6</u> （略） 22. 3. <u>7</u> （略）	22. 3. 5 の記載内容と重複しているため																
337	<u>（京都支店災害対策本部の体制）</u> <u>（略）</u>	<u>（削除）</u>																	
337	（京都市域の緊急事故通報受付電話） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">緊急事故通報受付電話</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;"><昼間></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">9:00～17:30</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">075-366-3277</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">NTT 西日本 設備部災害対策担当</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事故通報受付電話			担 当	<昼間>	9:00～17:30	075-366-3277	NTT 西日本 設備部災害対策担当	（京都市域の緊急事故通報受付電話） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">緊急事故通報受付電話</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;"><昼間></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">9:00～17:30</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">075-842-9463</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">NTT 西日本 設備部災害対策担当</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事故通報受付電話			担 当	<昼間>	9:00～17:30	075-842-9463	NTT 西日本 設備部災害対策担当	番号変更のため
緊急事故通報受付電話			担 当																
<昼間>	9:00～17:30	075-366-3277	NTT 西日本 設備部災害対策担当																
緊急事故通報受付電話			担 当																
<昼間>	9:00～17:30	075-842-9463	NTT 西日本 設備部災害対策担当																

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																
	(略)	(略)																	
355	<p>27-1.1.1 被災建築物応急危険度判定調査結果を入手する（都市計画部 <u>住宅班</u>）</p> <p>都市計画部<u>住宅班</u>は、被災建築物応急危険度判定調査を実施したときは、判定結果を集計整理する。</p>	<p>27-1.1.1 被災建築物応急危険度判定調査結果を入手する（都市計画部 <u>建築指導班</u>）</p> <p>都市計画部<u>建築指導班</u>は、被災建築物応急危険度判定調査を実施したときは、判定結果を集計整理する。</p>	錯誤修正																
375	<p>(支援対策本部会議の構成)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本部長</th> <th>統括 副本部長</th> <th>副本部長</th> <th>本部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>防災を担当する副市長</td> <td>副市長</td> <td> <u>(追加)</u> 環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，<u>(追加)</u> 保健福祉局保健衛生推進室長，都市計画局長，建設局長，会計管理者，<u>(追加)</u> 消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，<u>(追加)</u> 各区長，各担当区長 <u>(追加)</u> 及び本部長が指名する職員 </td> </tr> </tbody> </table>	本部長	統括 副本部長	副本部長	本部長	市長	防災を担当する副市長	副市長	<u>(追加)</u> 環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長， <u>(追加)</u> 保健福祉局保健衛生推進室長，都市計画局長，建設局長，会計管理者， <u>(追加)</u> 消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長， <u>(追加)</u> 各区長，各担当区長 <u>(追加)</u> 及び本部長が指名する職員	<p>(支援対策本部会議の構成)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本部長</th> <th>統括 副本部長</th> <th>副本部長</th> <th>本部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>京都市副市長事務担任規程に定める行財政局（防災危機管理室）を担任する副市長</td> <td>副市長</td> <td> 危機管理監，環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，子ども若者はぐくみ局長，(削除) 都市計画局長，建設局長，会計管理者，各区長，各担当区長，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，(削除) 保健福祉局医療衛生推進室長及び本部長が指名する職員 </td> </tr> </tbody> </table>	本部長	統括 副本部長	副本部長	本部長	市長	京都市副市長事務担任規程に定める行財政局（防災危機管理室）を担任する副市長	副市長	危機管理監 ，環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，子ども若者はぐくみ局長， (削除) 都市計画局長，建設局長，会計管理者，各区長，各担当区長，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長， (削除) 保健福祉局医療衛生推進室長及び本部長が指名する職員	組織改正に伴う修正 京都市災害等支援実施要綱の表記と整合
本部長	統括 副本部長	副本部長	本部長																
市長	防災を担当する副市長	副市長	<u>(追加)</u> 環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長， <u>(追加)</u> 保健福祉局保健衛生推進室長，都市計画局長，建設局長，会計管理者， <u>(追加)</u> 消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長， <u>(追加)</u> 各区長，各担当区長 <u>(追加)</u> 及び本部長が指名する職員																
本部長	統括 副本部長	副本部長	本部長																
市長	京都市副市長事務担任規程に定める行財政局（防災危機管理室）を担任する副市長	副市長	危機管理監 ，環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，子ども若者はぐくみ局長， (削除) 都市計画局長，建設局長，会計管理者，各区長，各担当区長，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長， (削除) 保健福祉局医療衛生推進室長及び本部長が指名する職員																
389	<p>4.1 災害復旧計画を作成する</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(災害復旧事業の種類)</u></p> <p><u>(表略)</u></p> <p>(略)</p> <p>4.2 災害復旧事業を行う</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4.1 災害復旧計画を作成する</p> <p>(略)</p> <p>※ <u>資料 4-4-1 災害復旧事業の種類</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>4.2 災害復旧事業を行う</p> <p>(略)</p> <p>※ <u>資料 4-4-2 法律により補助を受ける事業</u></p>	資料編との重複箇所を削除																

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	(法率により補助を受ける事業) (表略)	(削除)	
393	<p>5.2.1 災害復興体制を整備（第1期） (略) (災害復興第1期における検討課題)</p> <div data-bbox="241 485 1032 679" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>オ <u>復興推進区域，重点復興地域指定の検討</u></p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> </div> <p>5.2.2 (略) (略)復興基本計画の着手，<u>地域指定</u>の都市計画決定を具体的に調整する。災害復興基本計画は，<u>復興都市づくり</u>をはじめ，<u>経済復興</u>，(略) (災害復興第2期における検討課題)</p> <div data-bbox="241 970 1032 1165" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>エ <u>被災市街地復興推進地域の整備事業手法の検討</u></p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> </div> <p><u>(追加)</u></p>	<p>5.2.1 災害復興体制を整備（第1期） (略) (災害復興第1期における課題)</p> <div data-bbox="1133 485 1924 679" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> </div> <p>5.2.2 災害復興の基本方針を策定する（第2期） (略)復興基本計画の着手，<u>被災市街地復興推進地域</u>の都市計画決定を具体的に調整する。災害復興基本計画は，<u>都市施設の復興</u>をはじめ，<u>産業の復興</u>，(略)。 (災害復興第2期における検討課題)</p> <div data-bbox="1133 970 1924 1165" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> </div> <p>5.2.3 <u>災害復興基本計画骨子案を策定し，被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う（第3期）</u> <u>復興対象地区の設定及び被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行い，復興に向けた建築制限（最長2年間）を実施するとともに</u></p>	<p>平成28年度に「都市施設の復興」に関する手順マニュアルを作成したため，その内容に修正。</p> <p>文言修正及び393p基本方針内の文言に統一</p> <p>平成28年度に「都市施設の復興」に関する手順マニュアルを作成したた</p>

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>5.2.3 災害復興基本計画を策定する（第3期） 災害復興基本計画を策定，公表し市民への周知を行う。また，<u>全市・地区ごとの復興の基本的な計画を策定するとともに，その実現手法を明らかにし，市民への周知を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">（災害復興第3期における検討課題）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア （略） イ <u>地区別整備計画の策定，公表，周知</u> （追加）</p> </div> <p>5.2.4 災害復興事業計画等を確定する（第4期） （略）</p> <p style="text-align: center;">（災害復興第4期における検討課題）</p>	<p><u>に，災害復興基本計画の骨子案を公表し，復興の概要を市民へ周知する。</u></p> <p style="text-align: center;">（災害復興第3期の課題）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア <u>災害復興基本計画の骨子案の策定，公表，周知</u> イ <u>復興対象地区の設定及び被災市街地復興推進地域の都市計画決定による建築制限の実施</u> ウ <u>災害復興事業手法の検討</u> エ <u>地区別の復興まちづくりの検討組織の組織化へ向けた住民への働きかけの実施</u></p> </div> <p>5.2.4 災害復興基本計画を策定する（第4期） 災害復興基本計画を策定，公表し市民への周知を行う。また，<u>復興対象地区ごとの復興の基本的な計画となる復興まちづくり計画を，住民主体の復興まちづくりの検討組織との合意形成を進めながら策定し，その実現手法を明らかにし，市民への周知を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">（災害復興第4期における検討課題）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア （略） イ <u>地区別の復興まちづくり計画の策定，公表，周知</u> ウ <u>住民との合意形成</u></p> </div> <p>5.2.5 災害復興事業計画等を確定する（第5期） （略）</p> <p style="text-align: center;">（災害復興第5期における検討課題）</p>	<p>め，その内容に修正。 平成28年度に「都市施設の復興」に関する手順マニュアルを作成したため，その内容に修正。</p> <p>平成28年度に「都市施設の復興」に関する手順マニュアルを作成したため，その内</p>

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>ア 地区別細部計画の策定 イ 住民との合意形成 ウ 災害復興事業計画の決定</p> <p>5.2.5 災害復興事業を推進する（第5期）</p>	<p><u>（削除）</u> ア 住民との合意形成 イ 災害復興事業計画の決定</p> <p>5.2.6 災害復興事業を推進する（第6期）</p>	<p>容に修正。</p> <p>平成28年度に「都市施設の復興」に関する手続マニュアルを作成したため、その内容に修正。</p> <p>第4期において、復興の実現手法を明らかにしているため、地区別細部計画は不要。</p>
399	<p>1-3 災害応急対策への備え <u>（災害発生時の広域防災体制の確立）</u> <u>（追加）</u></p>	<p>1-3 災害応急対策への備え <u>（削除）</u> 1 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」発表時の対応 <u>中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象</u></p>	<p>「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴う修正</p>

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
		<p><u>庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。当該情報のうち、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合の京都市の対応については、以下によるものとする。</u></p> <p>1.1 <u>「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を受報する</u></p> <p>1.1.1 <u>「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を受報する（行財政局防災危機管理室）</u></p> <p><u>気象庁は、情報発表条件を満たした場合、「南海トラフに関連する情報（臨時）」を発表する。</u></p> <p><u>行財政局防災危機管理室は、気象庁から配信を受けた京都地方気象台から「南海トラフに関連する情報（臨時）」を受報する。</u></p> <p><u>「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表条件</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>ア 南海トラフ沿いで異常な現象（南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u></p> <p><u>イ 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</u></p> <p><u>ウ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</u></p> </div> <p>1.1.2 <u>関係局等に「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を連絡する（行財政局防災危機管理室）</u></p> <p><u>行財政局防災危機管理室は、「南海トラフ地震に関連する情報（臨</u></p>	

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>南海トラフ地震による被害は（略）</p>	<p>時）」受報後，各局，区役所等へ連絡する。</p> <p>1.2 情報収集連絡体制を強化する。</p> <p>1.2.1 情報収集連絡体制を強化する（行財政局防災危機管理室，各局，区役所）</p> <p>「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表条件ア又はイの場合に同情報が発表された場合，状況の変化等に迅速に対応できるよう，関係局等は，その後の気象庁の発表情報に注意し，必要に応じて関係局，関係機関との連絡体制を強化する。</p> <p>1.3 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」による情報収集連絡体制の強化を解除する</p> <p>1.3.1 情報収集連絡体制の強化を解除する（行財政局防災危機管理室，各局，区役所）</p> <p>「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表条件ウの場合に同情報が発表された場合，各局等は情報収集連絡体制の強化を解除する。</p> <p>2 災害発生時の広域防災体制の確立</p> <p>南海トラフ地震による被害は（略）</p>	
407	<p>第6章 警戒宣言の発令に伴う対応計画</p>	<p>（削除）</p>	<p>「東海地震に関連する情報」の運用停止に伴う削除</p>